

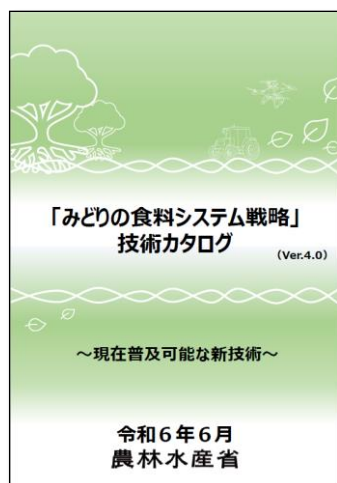
「環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい」



「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

認定事業者を掲載

- みどり戦略に掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「みどりの食料システム戦略」技術カタログとしてとりまとめ、農林水産省HPに公表しています。
- 農業・畜産を対象とし、近年(直近10年程度)開発された技術(現在普及可能な技術)と、近い将来利用可能となる開発中の技術(2030年までに利用可能な技術)について紹介していますので、有機農業やJ-クレジット等に取り組む際に御活用ください。
- 2024年6月に公表されたVer.4.0では、48件の「現在普及可能な技術」及び64件の「みどり認定を受けた基盤確立事業」を追加し、合計409件の技術を収録しています。



詳しくはコチラ



農水省HP

掲載例:混合有機質肥料を用いた土壌還元消毒(片倉コープアグリ株)

掲載候補の募集について

- 農林水産省では、カタログへの掲載候補について、以下のとおり募集しています。
- Ver.4.0から、認定事業者については、応募に関わらず掲載しています。

募集対象技術

1. みどりの食料システム戦略の実現に貢献すること
2. 技術の導入効果が実証等により定量的に把握されていること
3. 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
4. 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
5. 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
6. その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

応募方法

技術の実証を行った地域、普及が見込まれる地域、または研究機関が所在する地域の地方農政局等ごとに募集しています。

詳しい応募方法は、各地方農政局等のホームページをご確認ください。

※次版Ver.5.0の募集期間は終了しています。

2025年度の募集期間は7月～9月を予定しています。

お問合せ先

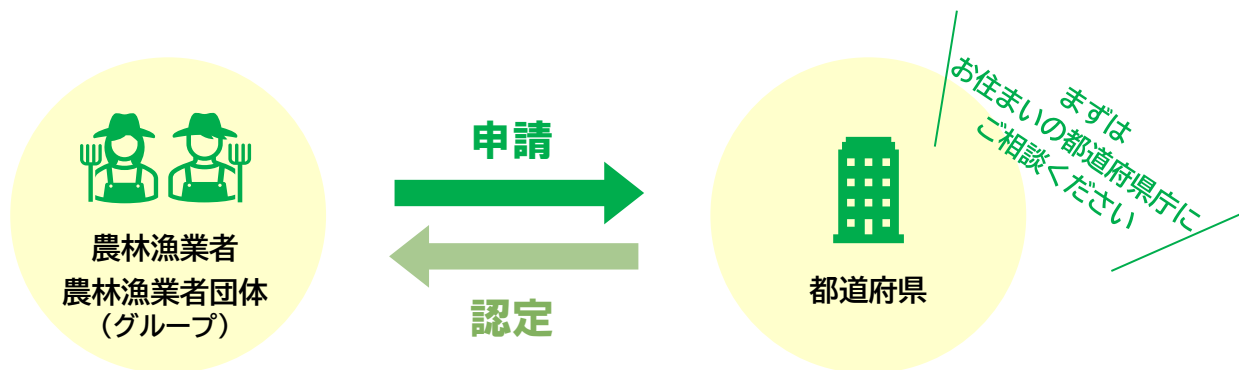
農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室(☎ 03-3502-3162)

(個別技術の内容に関しては、カタログに記載の各お問合せ先に御連絡ください。)

「みどり認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

- **みどりの食料システム法**では、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組を「環境負荷低減事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画(環境負荷低減事業活動実施計画)**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 環境に配慮した農林漁業の取組が**幅広く対象**になっています。
(認定対象となる具体的な取組内容は、都道府県・市町村が作成する基本計画に定められています。
事業計画作成の際は、**まずはお住まいの都道府県庁に相談**してください。)
- 基本計画に定められた**特定区域(モデル地区)**では、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を特定環境負荷低減事業活動実施計画として認定を受けることができます。

計画種別	申請者 (個人・団体)	活動類型
環境負荷低減事業活動実施計画	農業者	土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組(有機農業を含む)
		温室効果ガスの排出量の削減 (秋耕、中干し期間の延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械・資材の導入など)
		その他の告示に定める活動 ① 土壌を使わない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用削減 ③ バイオ炭の農地への施用 ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減 (生分解性マルチの使用、プラスチック被覆肥料の代替技術の導入など) ⑤ 化学肥料・化学農薬の使用低減と一体的に行う生物多様性保全の取組 (冬期湛水、江の設置など)
	農業者以外 (畜産業・林業・漁業)	温室効果ガスの排出量の削減(省エネ機械の導入、家畜排せつ物管理方法の変更など) その他の告示に定める活動 ② アミノ酸バランス改善飼料の給餌、養殖業における給餌方法の改善など ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減
特定環境負荷低減事業活動実施計画	特定区域で活動する農林漁業者 (原則二戸以上)	地方自治体の基本計画に定める以下のいずれかの活動 ① 有機農業 ② 廃熱等の地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減 ③ 先端技術を活用した環境負荷低減の取組

「みどり認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

● 主な支援内容

① 設備投資初年度における所得税・法人税の軽減

- みどり投資促進税制(特別償却) ※化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限ります。

② 日本政策金融公庫等による無利子・低利融資 ※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

- 農業改良資金(無利子・償還期間の延長)
- 林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金(無利子・償還期間の延長)
- 畜産経営環境調和推進資金

③ 行政手続のワンストップ化

地域ぐるみの取組(特定環境負荷低減事業活動実施計画)に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続のワンストップ化

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● グループ申請が可能です！

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成し、グループ(団体)として申請し、認定を受けることが可能です。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。

グループ申請のイメージ

[例1]

栽培暦など、共通の栽培方法に基づき
環境負荷低減を実践している農協の生産部会

生産部会など



化学肥料・化学農薬を削減した栽培暦
等に基づいた一つの計画

[例2]

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り
組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に
取り組む集落営農組織

集落営農組織など



環境負荷低減に取り組む構成員
それぞれの複数の計画

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け税制特例(法人税・所得税)

● みどり投資促進税制

みどり認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**(特別償却)できます。
(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

対象設備



対象機械はコチラ

- みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
 - 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象
 - ✓ 取得価額の合計が100万円以上であること
 - ✓ 農水省HPに掲載された対象機械であること
- (局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

ポイント

- ① みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

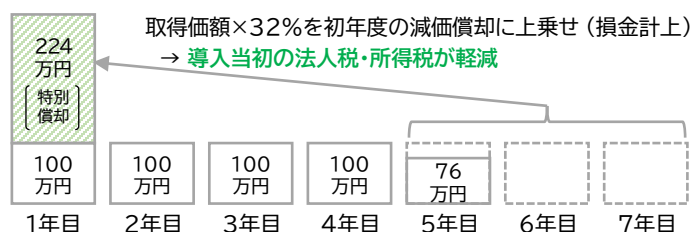
最寄りの都道府県庁

ポイント

特別償却の活用により、
・導入当初の税負担軽減による
キャッシュフローの改善
・償却費用の前倒しによる
投下資金の早期回収
などの効果が期待できます

【特別償却のイメージ】

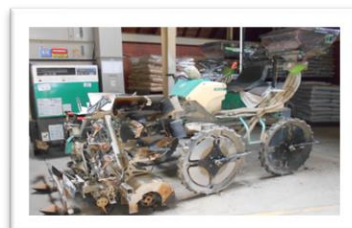
700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



<コラム> みどり投資促進税制の活用事例(滋賀県・中道農園)

有機栽培を中心に水稻40haで経営する滋賀県の中道農園では、全国で初めてみどり認定を取得して水稻有機栽培面積の拡大に取り組んでおり、作業の効率化に必要となる水田除草機の導入にみどり投資促進税制を活用しています。

代表の中道さんは、みどり投資促進税制について、
「スピード感を持って次の設備投資がしやすい。
購入費補助よりも、農家本来の能力が生かせる。」
と評価しています。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け融資制度

● 農業改良資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組(=農業改良措置:新作物・新技術の導入、加工事業の開始など)を無利子資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた農業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です

まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)に御相談ください。

使途・支援内容

- 農業改良措置を実施するために必要な資金
(農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円
- 借入金利： 無利子
- 償還期間： 12年以内

【留意点】

- ・公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

● 畜産経営環境調和推進資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物をたい肥化するための施設・機械等を整備する取組を、低利資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた畜産農業者

ポイント

みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします

まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)に御相談ください。

使途・支援内容

- 処理高度化施設又は共同利用施設に必要な資金
(堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い額
(個人) 3,500万円、(法人) 7,000万円 等
- 借入金利： 1.3%(令和6年9月現在)
- 償還期間： 20年以内(一部の使途では15年以内)

【留意点】

- ・公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

● 強い農業づくり総合支援交付金（うち産地基幹施設等支援タイプ）

化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の拡大、GHG排出削減の推進などに必要な産地の基幹施設※の整備を**みどりの食料システム戦略推進枠**を設けて支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

ポイント

「環境負荷低減に関する目標」と「収益性の向上に関する目標」を1つずつ設定します

通常は、単収の向上や生産コストの低減といった収益性の向上に関する成果目標を2つ選択しますが、みどり戦略推進枠では、そのうちの1つを「有機農業の取組面積の拡大」や「化石燃料の使用量の削減」など環境負荷低減に関する目標の設定に代えることができます。

- 原則として総事業費が5,000万円以上であること

等

支援内容

1/2以内（国費上限額：20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり）

※ ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス、バイオ炭製造施設、農産物処理加工施設など強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となるすべての施設が対象となります。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等

● 産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上タイプ）

生産コストの低減や販売価格の増加などの収益力強化に向けた施設・機械の整備について、化石燃料の使用低減に資する設備等を優先採択する施設園芸エネルギー転換枠を設け、支援します。

実施主体

産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体

事業要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること

等

ポイント

目標に沿って成果目標を最大2つまで設定し、配分基準となるポイントを算出します。

イネなどの一部の作物については、みどり認定に関する目標設定も可能です。

化石燃料の使用低減に役立つヒートポンプなどの導入については施設エネルギー転換枠にエントリーできます。

※産地パワーアップ計画に、以下の目標を設定するなどの要件があります

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大② 燃油使用量の15%以上の低減

支援内容

1/2以内（国費上限額：20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



①農地利用効率化等支援交付金

②担い手確保・経営強化支援事業

みどり認定優先枠

みどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な農業用機械・施設の導入について、①ではグリーン化優先枠・②ではみどり農業推進優先枠を設けて支援します。

対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた者(事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む)

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

みどり認定を受けて、化学肥料・農薬の使用削減やGHG削減に取り組む方を対象とする優先枠があります

支援内容

補助率：①事業費の3/10以内、②事業費の1/2以内

配分上限額：①個人・法人問わず 1経営体当たり300万円 等

(必要な要件を満たす場合は600万円)

②法人：3,000万円、法人以外：1,500万円 等

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

新規就農者育成総合対策のうち

経営発展支援事業

みどり認定ポイント加算対象

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が補助します。

対象者

認定新規就農者

主な採択要件

- 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下であること
- 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 本人負担分について、交付対象者が金融機関から融資を受けること 等

ポイント

経営開始資金(年間最大150万円×最長3年間)も併用することが可能です。
親元就農の場合も活用可能です。

支援内容

補助率：都道府県が支援する額の2倍(国費上限1/2以内)

補助対象事業費上限：1,000万円(経営開始資金の交付対象者は500万円)

(機械・施設等の取得、改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植など)〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4

お問合せ先

最寄りの市町村

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

●畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

実施主体

畜産クラスター協議会（畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会）

ポイント

- ① 畜産クラスター計画の評価に当たり、みどり認定ポイント加算に加えて、認定事業者が堆肥の高品質化・ペレット化等を行う場合の加算があります。
- ② 施設整備事業に係る事業計画の評価に当たってもみどり認定ポイント加算があります。

支援内容

- 施設整備事業・機械導入事業（1/2以内）
（家畜排せつ物処理施設、ペレタイザー、マニユアスプレッダーなど）

お問合せ先

農林水産省畜産局企画課（☎ 03-3501-1083）

●国内肥料資源利用拡大対策事業（再掲）

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体

農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

主な採択要件

- 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること 等

支援内容

- 堆肥化処理施設、ペレット化施設等の整備（1/2以内）
- 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入（1/2以内）
- 肥料の成分分析・効果検証（定額）

ポイント

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等 又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課（☎ 03-6744-2182）
農林水産省 農産局農産政策部農業環境対策課（☎ 03-3593-6495）
農林水産省 畜産局畜産振興課（☎ 03-6744-7189）

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

● 林業・木材産業循環成長対策交付金

林業・木材産業の生産基盤強化に向けて、高性能林業機械等の導入、木質バイオマス利用促進施設・特用林産振興施設・コンテナ苗生産基盤施設の整備等を支援します。

実施主体

林業経営体、民間団体等

ポイント

- ・都道府県が作成する5年間の取組方針に従い、林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの総合的な取組を支援します。
- ・みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算があります。

支援内容

- 高性能林業機械等整備(1/3以内等)
- 木質バイオマス利用促進施設の整備(1/2以内等)
- 特用林産振興施設等の整備(1/2以内等)
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備(1/2以内)

お問合せ先

農林水産省林野庁計画課(☎ 03-6744-2082)

「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」



グローバル産地づくり推進事業のうち

● 大規模輸出産地モデル形成等支援事業

特定区域ポイント加算対象

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県または②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費(定額)
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費(定額)

ポイント

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築
の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7172)

「環境にやさしい農業の実践に向けて、 地域で新たな取組を始めたい」



● みどりの食料システム戦略推進交付金

みどり戦略推進交付金は、これから環境負荷低減をはじめようとする地域の取組を都道府県を通じて支援するものです。まずは最寄りの都道府県庁にご相談ください。



取組メニュー

取り組みたい内容に応じて、以下のメニューを選んで活用いただくことができます。

● 環境負荷低減活動定着サポート

地域におけるみどり戦略推進に向けた計画の点検・改善や各種調査・検討のほか、有機農業指導員等の人材育成を通じた推進体制の整備を支援します。主に地方公共団体向けのメニューです。

● グリーンな栽培体系加速化事業 (詳細はP.21参照)

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術の検証やその定着を図る取組を支援します。

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 (詳細はP.21参照)

有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費までの一貫した取組を推進していくため、市町村が中心となって行う体制づくりや試行的な取組を支援します。

● 有機転換推進事業 (詳細はP.24参照)

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など、有機農業の生産開始にあたって必要な経費を支援します。

● SDGs対応型施設園芸確立 (詳細はP.22参照)

持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応した環境負荷軽減と収益性向上を両立する施設園芸モデル産地の育成に向けた技術の検証等の取組を支援します。

● 地域循環型エネルギーシステム構築 (詳細はP.22参照)

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

● バイオマスの地産地消・みどりの事業活動を支える体制整備 (詳細はP.5、P.24参照)

エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入や副産物であるバイオ液肥の利用促進に向けた取組等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業の実施に必要な堆肥製造施設や有機農産物等の集出荷施設等の施設整備を支援します。

「産地に適した環境負荷低減の技術を導入したい」 「地域ぐるみで有機農業の産地づくりを進めたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象

グリーンな栽培体系加速化事業

「環境にやさしい栽培技術※」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、各産地に適した技術の検証とその定着を図る取組を支援します。

※化学農薬・肥料の使用量の低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの削減に資する技術

詳しくはコチラ



実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること

主な採択要件

- 栽培体系の転換に向けた技術検証を行うこと
- 普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）を策定すること

ポイント

- ① 効果やコストが気になって導入をためらっている技術があれば、ぜひ本事業を活用ください！
本格的な導入の前に技術検証に取り組むことで、不安を払拭して導入を進めることができます。
検証の結果、産地への導入が難しいとなった場合でも、要因分析をすれば技術検証等の費用は助成対象となります。
- ② 検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります（1/2以内）

支援内容

- 1 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術※の検証の支援
- 2 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証の支援

※化学農薬低減：土壌病害診断技術、発生予測情報やAIによる病害虫発生予測技術の活用、化学肥料低減：可変施肥、局所施肥、緑肥、下水汚泥肥料、生育診断等を活用した適正施肥、有機農業拡大：（水稲）先進的な除草・抑草技術、（水稲以外）有機農業の特徴的な土づくり等の技術、温室効果ガスの削減：中干し期間の延長、パイオ炭の農地施用、バイオマス由来成分を含む生分解性マルチへの切替え、プラスチック被覆肥料の代替技術等

- ①検討会開催、②環境にやさしい栽培技術・省力化に資する技術の検証、③④に必要なスマート農業機械等の導入
 - ④消費者の理解醸成、⑤栽培マニュアル・産地戦略の策定、⑥栽培マニュアル・産地戦略の情報発信
- 交付単価 ③以外：定額（交付上限：1地区当たり300万円又は360万円※（うち④は30万円））、③：1/2以内
※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円

お問合せ先

最寄りの都道府県庁（普及センター等）又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象※

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

※ みどり法に基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点（オーガニックビレッジ）の創出を支援（①）するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援（②）します。

実施主体

- ①市町村、協議会（市町村を含む）
- ②協議会（都道府県を含む）等

事業要件

- ①について、
 - 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施
 - みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

ポイント 市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における

具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

- ②について、

- 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること 等
- 定額（①について、機械導入は1/2以内）

支援内容

お問合せ先

- ①最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課等
- ②最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

詳しくはコチラ



「施設園芸の省エネ化や再エネの活用に取り組みたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● SDGs対応型施設園芸確立

みどり認定ポイント加算対象

地域の気象条件や栽培管理方法等を踏まえ、環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸の重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組を支援します。

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

事業要件

- 協議会の場合は、都道府県が参画すること
- 重点支援モデルを策定すること

ポイント

効果やコストが気になっていて、化石燃料のみに依存しない加温技術の導入をためらっている産地向け！

化石燃料のみに依存しない加温技術を試してみたいけど、単収低下、経営コストの増加等が心配という産地(方)は、都道府県と連携することで気になる加温技術を試してみることが可能です。

支援内容

地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成、経営指標やマニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

交付単価：定額（栽培・経営実証のうち一部は1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部園芸特産課※

※九州農政局においては、環境・技術課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 地域循環型エネルギーシステム構築

みどり認定ポイント加算対象

地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源や資源作物のエネルギー利用を推進します。

対象者

- ①農山漁村における再生可能エネルギー利用のモデル的取組支援：協議会等
- ②未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援：民間団体等

事業要件

- ①の協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会もしくは地域の農業者が組織する団体」を構成員とすることが必要です。

ポイント

発電した電気を地域で利用するモデルを検討しましょう！

本事業により導入した発電設備を用いて発電した電気に関して、再エネ特措法に基づく買取制度(FIT)や補助(FIP)による売電はできません。原則として、発電した電気は協議会内で利用いただきます。

支援内容

- ①農山漁村における再生可能エネルギー利用のモデル的取組支援
営農型太陽光発電のモデルを策定する取組や、営農型太陽光発電設備・ペロブスカイト・蓄電池の導入実証を支援します。

交付単価：定額(設備に係る経費は1/2以内)

- ②未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援
未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

交付単価：定額

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「環境にやさしい農業への直接支払いについて知りたい」



● 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体※1、一定の条件※2を満たす農業者等

- ※1 同一団体内に2名以上の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者が必要です。
※2 一定の条件とは以下の通りです。
単独で事業を実施する農業者（個人・法人）は
・集落の耕地面積の一定割合以上の農地で、支援対象活動を行う場合
・複数の農業者で構成される法人（農協除く）
のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

主な採択要件

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に関する活動等）に取り組むこと

ポイント

支援を受けるには、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組が必要です！

化学肥料・化学合成農薬の低減については地域の慣行レベルと比較して5割以上であることが条件です。
化学肥料・化学合成農薬の低減だけでは支援は受けられませんのでご注意ください。

詳しくはコチラ



支援内容

○ 支援対象となる取組

■ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

有機農業※、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、栽培期間中の化学肥料・化学農薬不使用栽培

※国際水準で実施する移行期の取組（ただし、有機JAS認証取得は問わない）

■ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※全国共通取組や多面的機能支払で支援対象となっていない取組が対象

■ 取組拡大加算

農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

！ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

○ 交付単価

全国共通取組		交付単価（/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	土壌診断に加え、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合、2,000円加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用注1)		3,600円
緑肥の施用注1)		5,000円
総合防除注1、注2)		4,000円
炭の投入		5,000円
栽培期間中の化学肥料・化学農薬不使用栽培注2)		5,000円

注1) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

注2) 品目により交付単価が異なります。

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a（新規取組面積当たり）

<コラム> 制度の見直しについて

「環境保全型農業直接支払交付金」は、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

お問合せ先

最寄りの市町村 又は都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等



「有機農業への転換を行う経営体への支援について知りたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定が要件※

● 有機転換推進事業

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

対象者

有機農業に取り組む新規就農者
又は 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

事業要件

- みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること
- 営農の一部又は全部で将来的に国際水準の有機農業に取り組む予定であること
- 販売を目的としていること

ポイント

- ① 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう
- ② すでに有機農業に取り組んでいる場合、同一品目での規模拡大は対象になりません

支援内容

有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価：10aあたり2万円以内)

○対象農地 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

※有機農業の取組を開始してから2年目までに転換した農地が対象

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

(特定)みどり認定が要件

● みどりの事業活動を支える体制整備

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

特定環境負荷低減事業活動の認定を受けた、又は「環境と調和した農業への転換推進事業※」によりデータの計測・提供を行なうみどり認定農業者について、除草機や堆肥舎の整備などの取組を支援します。

実施主体

- 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者
- 「環境と調和した農業への転換推進事業※」によりデータの計測・提供を行なうみどり認定農業者

主な採択要件

- 環境負荷低減事業活動の実施に必要な機械・設備投資であること

ポイント

個社、個人単位でも活用可能です！

支援内容

- 環境負荷低減事業活動を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(除草機、堆肥舎など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

※ 環境と調和した農業への転換推進事業(委託事業)

環境と調和した農業を主流化するための新たな制度の設計に必要な各取組の環境負荷低減効果や生産・経営面に係る導入リスク、コスト等の各データを、みどり認定を受けた農業者等から収集し、分析等を実施します。

「環境負荷軽減に取り組む酪農・肉用牛経営体への支援について知りたい」



<令和6年度当初予算>

● 環境負荷低減に向けた持続的生産支援対策(エコ畜事業)

温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営体を支援します。

対象者

酪農・肉用牛経営体

事業要件

- 飼料作物の作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上であること
- 酪農経営体は生乳を出荷、肉用牛経営体は牛を出荷していること
- 下記の温室効果ガス削減の取組を実施していること 等

支援内容

- 以下の(i)～(iii)の取組に対して、交付金を交付します
 - (i)飼料生産に係る温室効果ガス排出削減(15,000円/ha以内)
(①放牧、②不耕起栽培、③消化液の利用、④化学肥料の削減のうち、2つ以上を実施。酪農は別途特認メニュー有)
 - (ii)有機飼料の生産(45,000円/ha以内) ※(i)と併用は不可
 - (iii)牛からのメタンガス排出の削減(2,000円/頭以内)(酪農のみ)
(乳用経産牛への脂肪酸カルシウムの給与)(1経営体当たり100頭を上限、1年限り)

ポイント

飼料作付面積には、二期作・二毛作の面積も含むことが可能です
複数の経営体でグループを形成し、共同で取組を実施することも可能です

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

「J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい」



● 農業分野におけるJ-クレジット制度の活用

J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度です。農業者は、クレジットの販売収入が期待できます。

対象となる取組例

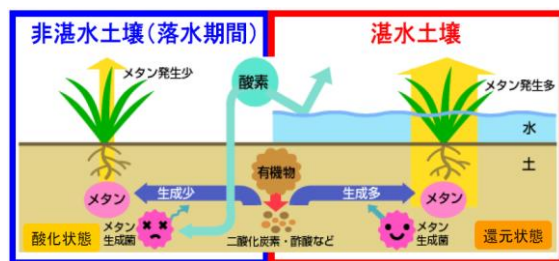
- 水稲の中干し期間の延長
- バイオ炭の農地施用
- アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- 家畜排せつ物管理方法の変更
- 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- 省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など

(イメージ)



水稲の中干し期間延長によるメタンの削減

- ・ 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- ・ 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長(排水期間を長くする)することで、メタン生成菌の働きを抑え、メタン発生量を3割削減できます。



(図の出典:農研機構)

ポイント

まずは、どのような取組がJ-クレジット制度の対象になっているか、確認してみましょう！
何に取り組むか決まったら、次のステップへ！

制度活用の流れ



クレジットが
売買可能に！

詳しくはコチラ



- 個別の削減活動を、**取りまとめ一括で申請できる「プログラム型」**の活用が効果的です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。
- 既存の取りまとめ事業者のプロジェクトに参加することも可能です。

支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系加速化事業)**が活用可能です。
- プロジェクト計画書の作成支援や審査費用に関する支援の仕組みがあります。

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2473)

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

- みどりの食料システム法では、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や需要の開拓、当該農林水産物等の流通の合理化に向けた取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画(基盤確立事業実施計画)**を作成し、**国(主務大臣)の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組・認定要件

- 本制度は、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通され、付加価値の向上が図られることで、農林漁業者が**持続的に環境負荷低減に取り組める環境を整備**することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型	取組内容
環境負荷低減農林水産物等を用いて行う 新商品の開発、生産又は需要の開拓	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業
環境負荷低減農林水産物等の 流通の合理化	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷捌き業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業

主な認定要件

以下の要件に加え、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」などの観点から審査を行います。

- 有機農産物や特別栽培農産物などの環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であること
- 当該農林水産物を新たに扱う、又は従来よりも取引量を増加させるものであること
- 農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

● 主な支援内容

① 日本政策金融公庫等による低利融資 ※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

みどり法に基づく計画を、食品等流通法の**食品等流通合理化計画**とみなして認定を受けることで、事業の実施に必要な食品等の製造施設、流通施設等を整備する場合に日本政策金融公庫の**食品流通改善資金**の貸付を受けられます。

② その他の支援措置

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ

midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

● 食品流通改善資金 <公庫農林事業>

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等の整備を低利資金で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けた食品等製造業者、食品等販売業者等
※中小企業者に限ります。

使途・支援内容

■ 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金
(集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)

ポイント

農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります

資金をご利用いただくためには、「農林水産物等の取引量が5年以内に概ね2割以上増加する」「取引関係が5年以上継続する」などの要件があります。まずは最寄りの公庫支店に御相談ください！

- 借入限度額：負担額の80%
- 借入金利：0.65%～1.65%(令和6年9月現在)
- 償還期限：25年以内

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる 支援措置について知りたい」



農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

みどり認定ポイント加算対象

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

実施主体

民間事業者等(農林漁業者、その団体と連携して取り組む中小企業者など)

使途・支援内容

- ① 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)(3/10以内等、原則1億円以内)
(農林水産物処理加工施設、販売施設等の整備)
- ② 地域資源活用・地域連携推進支援事業(1/2以内等、500万円以内)
(農林水産物を活用した新商品開発、2・3次産業と連携した加工・直売の取組など)

主な採択要件

- ①は(1)~(3)のいずれかに基づく整備事業計画が必要
(1)六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
(2)農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
(3)都道府県又は市町村が策定する戦略

- ②は事業実施主体要件、地域要件を満たすこと

(事業実施主体に農林漁業者を必ず含む、農山漁村で行う取組であることなど)

等

ポイント

- ①は制度資金の融資等(スーパーL資金など)を活用して資金調達を行う必要があります
- ②は耐用年数3年以内の施設整備も支援可能です

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局都市農村交流課等

みどり認定ポイント加算対象

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどりの事業活動を支える体制整備(再掲)

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、有機農産物等の流通の合理化や新商品の開発、生産又は需要の開拓に必要な機械・施設の整備などを支援します。

実施主体

民間事業者等(食品流通業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及度合に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位も活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けてなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(小規模物流拠点施設、食品加工工場の整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(共同発送などの流通体制の構築や新商品の開発に向けた調査など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」
「流通施設の整備に関する支援が知りたい」



グローバル産地づくり推進事業のうち

特定区域ポイント加算対象

● 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（再掲）

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県または②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費（定額）
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費（定額）

ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
- ②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課（03－6744－7172）

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

みどり認定ポイント加算対象

● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

輸出先国の規制・条件に対応した施設・機器の整備とHACCP等の施設認定・認証取得を一体的に支援します。

実施主体

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者など

主な採択要件

- 輸出向けHACCP等の認定・認証を取得すること

支援内容

- 1/2以内（上限：5億円、下限：250万円）
（施設の新設・増築（掛かり増し部分）、改修、HACCPの教育など）

ポイント

- ・ 施設等の整備と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施も対象になります。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課（03－6744－2375）又は各地方農政局経営・事業支援部 輸出促進課 等